

にするならば、婦人相談所において「共通・標準のスキル」として備える必要性が高いスキルとして、以下をあげることができる。それが、女性への標準的なDV対応とあわせ（その「標準」自体を確立し、共有することも容易ではないが）、DV防止法の範疇に入りにくい相談者を含め、「暴力被害からくる心理的ダメージや知的・精神障がいに関する理解、それらの状態に起因する生活能力や社会関係上の困難に関する理解、それらの理解に則った一時保護時のコミュニケーションと、エンパワメントにつながるその後の支援体制の構築」に関するスキル、である。

相談者カテゴリ別のスキルとしては、「同伴児なし」のケースでは、特に上記のスキルの必要性が大きい。同伴児童のいるケースでは、これらの共通・標準スキルに加え、「子どもの被暴力経験、親の養育能力、母子関係の把握を通じたケアの必要性評価と、継続的な支援体制の構築」に関するスキルが重要となろう。また、暴力・虐待被害の連鎖の断ち切りという観点からは、同伴児や未成年を含めて、DVに限らない暴力被害者の受けたダメージの理解・評価とそれに対する適切なケア、その後の暴力被害の予防にむけた継続的支援という機能は、必要性の高いものとなろう。

婦人相談所の保護支援の機能として、現状においてこうした機能が、どの程度果たされているのか、今後、どの程度、どのように、具体的な業務として取り込むことが可能なのか、業務実態の把握・検討にもとづいた検討を進める必要がある。なお、こうした結論をふまえ、本章末では補論として「保護支援プロセス一覧表（素案）」の作成を試みた。次年度、これらの吟味・修正、実態調査項目への反映も課題である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

<参考文献>

婦人保護事業制度研究会（編）[2003]『婦人保護事業ハンドブック』財団法人日本児童福祉協会。

日本DV防止・情報センター編[2008]『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス 一問一答第4版』解放出版社。

石井朝子（編）[2009]『よくわかる DV被害者への理解と支援』明石書店。

堀千鶴子[2009]『DV保護施設における児童ケアと親支援に関する調査研究』財団法人こども未来財団 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団。

第3章 参考資料

参考資料1 支援項目の実施状況（一部抜粋）（相談のみのケース）

参考資料2 支援項目の実施状況（一部抜粋）（保護に至ったケース）

参考資料3 困難項目の発生状況（一部抜粋）（相談のみのケース）

参考資料4 困難項目の発生状況（一部抜粋）（保護に至ったケース）

参考資料1 支援項目の実施状況（一部抜粋）（相談のみのケース）

■項目1「相談・助言（情報提供・助言／電話相談／その他）」

（同伴児なし）

○公営住宅の優先入居について説明したが本人は所持金があるため自力でアパートを探すことを希望、家を出る準備を夫に知られないように行うよう、また、危険があった時は警察へ行くよう助言した。一時保護という方法があり、スムーズに進むように福祉事務所と連携をとることを伝えたが、本人は希望せず、必要があれば自発的に相談に行くと言った。

○危険な時の対応助言（110番通報、一時保護）、制度説明（離婚調停、保護命令等）し、来所を促す。

（同伴児あり）

○本人が自宅を出る決心をしたときは、子どもたちを連れ戻される危険性が高い実家に帰るよりも、安全確保と今後の生活を考えるために一時保護が必要と判断し、一時保護所、母子生活支援施設の説明を行った。母子生活支援施設の相談を市の児童福祉課で行うのもよいと助言、離婚についての弁護士相談を勧める。

（未成年）

○警察への連絡を勧める、安全確保について選択肢を提示する、児童相談所と連携して産婦人科紹介などを行う。

■項目8「関係機関との連絡（関係機関との調整／検討会実施・参加／情報収集・事実確認・課題整理／弁護士相談／警察への通報）」

（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力あり））

○地域の相談窓口（福祉事務所）が中心になり、本人の状況判断と課題の整理をすることを依頼した。また、今までかかわっている町村保健師等と連携し家族調整を含む本人支援を実施した。

○ケア会議開催（女性相談センター、市役所女性相談員、児童相談所）3回開催

○本人からの相談が繰り返されたため、当所より本人と地元関係者による検討会を提案・実施。本人は急きょ欠席のもと関係者で検討会を実施、その後も本人から電話相談があり、母子での自立の方策を含めて当所を含むかかわるすべての関係者による検討会を実施。

参考資料2 支援項目の実施状況（一部抜粋）（保護に至ったケース）

■項目7 「関係機関との連絡（児童相談所との連携）」

（同伴児童あり）

- 児相と連携して子どもを職権保護（子どもと帰宅しようとする）
- 残飯をあさる、他の人の所持品持ち出しなど問題行動が多く、4人の子は入所直後に児童相談所へ一時保護
- 保護中）児童相談所は母子分離を支援であったが本人望まず、児童相談所と決裂

■項目8 関係機関との連絡

（同伴児童なし）

○養父の性暴力は刑事事件として取り扱われたので、事情聴取に協力した。市町村福祉事務所と連携して障がい福祉サービスの利用手続き。生活費や保証人については警察との連携により養父に依頼。社会福祉法人との連携によりGH入所手続。

（同伴児童あり）

- 保護中）生保、児童、障がい等と連絡を取り支援依頼を行う、情報交換や証明書交付なども連携して行う。
- 保護中）関係機関との情報共有（在籍高校への通学が夫の追及で危険なこと等）
- 保護時・保護中）小学校、養護学校への連絡（欠席すること等）、退所後）長女に対して要保護児童として対応を依頼（長女は帰宅に拒否的であったため）

■項目9 「家族・人間関係」

（妊婦）

- 保護中）実母と面談するが加害者の味方となる
- 保護中）実家に母子生活支援施設入所の身元引受人になってもらう（外国人）
- 母国の実家に連絡

■項目13 「医療関係」

（同伴児なし）

○保護時：センターでの生活が可能か否かの判断のため受診が必要であったが、無保険で所持金がないため福祉事務所へ同行し医療給付の申請をして、受診を実施。

○保護中）心身症様の症状を呈し内科受診、精神科受診し、全般性不安障がいと診断、精神安定剤内服治療。他の精神科医師は被虐待による複雑性PTSD。一時保護退所後、夜間パニック、徘徊、解離性障がい(重度) 多重人格疑い。精神安定剤内服中。主治医は、入院治療は不要だが、就労や単独生活は論外と診断、常時他者の目があれば地域生活可と診断。

（同伴児あり）

- 保護中）子どもに対して子ども病院（小児精神科）受診支援
- 通院継続支援、服薬管理支援
- 保護中）心理判定員によるカウンセリング、DV教示、世代間伝達について話す
- 避妊と性感染症予防の指導

(妊婦)

- 保護中) 妊婦検診を勧めるも受診先を決断できず、腹痛を訴え 1 週間入院、同行支援を行う
- 助産制度利用を前提に助産施設指定病院のMSWに連絡を取り、DV被害者であることに配慮した形で産婦人科受診する、あわせて助産師による出産準備の指導を受け、分娩の予約を行う

■項目 14 「居所の確保」

(同伴児なし)

- 保護中) 近隣県では内夫の知り合いがおり不安とのことで、C県への施設に入所が可能となったが、保護命令を申し立てることが受け入れ条件とされた。
- 保護中) 家族に暴力団関係者がいるためGHは困難であろうという意見が出て、救護施設への入所を検討する。救護施設の見学と体験入所をするが適応できず。
- 保護終了後の方針として、D市にてアパートで生活保護受給、住み込み先を探す、実家に戻るかのいずれかの方向性で設定。

(同伴児あり)

- 保護中) 住まいの確保、民間アパート、保証協会の申請、市営住宅(目的外使用)の確保。
- 保護中) 福祉事務所と連絡を取り合い、障がい児である長男の就学を考慮し、母子生活支援施設への迅速な入所を図った。
- 保護中) 母子生活支援施設の入所がうまくいかず代替案としてDV住宅入居を提示したが本人は拒否、県DVセンターとの関係悪化。
- 保護中) 保護終了後の行き先として、生活保護によるアパートか母子生活支援施設を提示し、安全の面から本人は母子生活支援施設を希望、入所手続を行う。

(妊婦)

- 保護終了後の行き先として自分が希望する施設に友人が入るとの理由で×市への転居を希望、×市の県営アパート臨時募集を提案し、当該県営アパートへ入居。
- 保護終了後) 出産後、県外母子生活支援施設へ入所。

(未成年)

- 保護前) 保護解除後の婦人保護施設への入所支援。
- 保護中) 保護観察所としてはひとり暮らしは認められず、県外施設入所にて自立を図ってほしいことを提案、結果的には本人が県外施設入所を選択したため、入所を支援した。

(外国人)

- 保護中) 外国人、仕事していないためアパート確保難航。
- 保護中) 保護終了後の場所として(母子生活支援施設を)提案したが、本人は在宅を希望。

■項目 15 「外国人支援」

- 在留資格を得るための支援を民間団体と連携を行う、在留資格を得るためのノウハウがなく手探りで支援となる。
- ビザの変更等の情報提供(入国管理局)
- 国籍取得に関する情報提供(法務局)、国籍取得に関する手続き(弁護士)

- 本人の理解が得られない部分があり、通訳者を依頼して制度説明をお願いする。
- 母国語での陳述書の記載等が曖昧であったため市から通訳者が派遣された。
- 最終的に子を連れて帰国の意思が出、オープンチケットを持っていたので日程を調整して帰国した。

参考資料3 困難項目の発生状況（一部抜粋）（相談のみのケース）

■項目1「本人の主訴、意向把握の困難」

（同伴児あり（主訴で本人以外の暴力なし））

- 夫を許せない、社会的制裁をしたいとの意向が強く、相談内容が混同
- 意向が二転三転して処遇が困難
- 話す相手（警察、DVセンター、当所）で本人の話がかわる、行動もいきあたりばったり（未成年）
- 相談者である母の思いが中心、本人の意志が不在、本人の気持ちを聞く機会が少ない

■項目3「（本人と）機関、職員とのコミュニケーション」

（同伴児なし）

- 情緒不安定であり、感情の爆発が頻繁で安定した関係性が築けず面接が進まない。
（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力あり））
- 本人は相談する時に言葉がうまく出てこない、具体的に表現できず混乱してしまうので、相談員にうまく伝わらない、理解してもらえないという気持ちが強い。DVの影響であることをわかりやすく伝えるようつとめた。
（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力なし））
- 先取り不安がいっぱいで、漠然とした恐怖を訴える。
- 説明を受けて納得したようであるが、こだわりのある部分は曲げない
- 何事に対しても「本人が悪い」「我慢が足りないってことでしょう」と自身を責める言葉を言い続け、投げやりな態度。
（未成年）
- 母子ともに知的な低さもあって相談場面で自分の思いを吐き出すことで満足、解決策の話し合いまで行かない
- 性的虐待の被害者で深刻なトラウマを抱えており、対人関係の問題につながっている。

■項目4「健康状態・日常生活管理能力への対応」

（同伴児なし）

- DVの影響と思われる精神的症状が悪化している様子
- 目がほとんど見えない、当所の階段の上り降りが困難、適応障がい、狭心症、糖尿病

■項目5「今後の生活設計、関係再編の決断・行動化の支援困難」

（同伴児なし）

- 長年のDVにより本人自身が精神的に問題を抱えてしまい、決断を下すことが難しくなる
- 入院中の長男や仕事のこと、夫を地域に残すことが気がかりで、離婚の決心はつかない。

■項目8「子どもの養育関連」

（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力あり））

- 本人の養育力が不明。本人から繰り返し相談される内容は「シェルター」であり、本人及び子どもの対応（食事の提供）までを含めた保護を希望している。本人の養育能力や生活能力

の問題があり、母子生活支援施設での生活の可否の判断が難しい。

○心のケアが必要、頭痛などの身体症状を訴えていたが加害者とはなれたことで精神的安定

■項目 10 「家族からの支援協力困難・要関係調整」

(同伴児なし)

○過去に父親から虐待を受けていたので、実家には帰れない。

(同伴児あり(主訴で本人以外への暴力あり))

○実父母の同意・理解を得にくい現状と今後も家族間調整が必要と思われる、家族調整機能を含めた関係機関の役割分担が必要。

○本人の両親、夫の両親の無理解(本人が我慢するしかない)、金銭面での支援受けられない。

(未成年)

○(性的虐待者である)父が、同居していた父方祖母が老齢で施設入所になったことから、一方的に約束を反故にし、同居を迫っている

○母への根深い不信感がある

■項目 14 「適切な制度資源の不在」

(未成年)

○児童相談所と女性相談所のどちらが主導となるのか判断が難しい。女性相談所での保護や支援を拒まれた場合は今後も家出を繰り返したり、暴力が継続したり、安易に風俗業に進む可能性があっても関係機関に見守りと支援を依頼するしかない。

○親権者や保証人がいない未成年者が自立することは現実的には困難。

■項目 15 「関係機関の連携対応力・職員の対応力」

(同伴児なし)

○本人の不安を軽減できるように、夫に対して保健所、精神科医師、福祉事務所の担当課と連携できるとよかったが、各機関がどのようなことができるのか分からず、これまで連携を取ったこともなかったため、連携を進めることができなかった。

○大きな市以外ではDVの案件の対応事例が少ないため、緊急性の見極めや一時保護の流れの把握、社会資源の適切な情報提供が難しい。

○A市はB市、B市は住民票がないのでA市に相談するようたらい回しにされている。

参考資料4 困難項目の発生状況（一部抜粋）（保護に至ったケース）

■項目3「機関・職員とのコミュニケーション」

（同伴児なし）

○自分がわからないことを聞かれたり、言われたりすると突然切れて大声を出すのが、10分ほどすると何もなかったように落ち着く。

○口頭での説明では誤解があったり、自分本位のとらえ方をしてしまう傾向。

（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力あり））

○保護中）子どもを職権保護したら「子どもを連れて行かないと元夫に怒られる」と激こう、「子どもいらない、山に行って死ぬ」などの発言。

○療育手帳申請中、障がいによる「こだわり」が強い

○理解力がなく、嘘をつくこともあり、真意が図りかねた。

○本人の知的水準については検査できなかったが、能力的な問題も窺われた。

（同伴児あり（主訴で本人以外への暴力なし））

○気分の変調が激しく、精神科定期通院と服薬管理が必要。

○対人関係が苦手なコミュニケーションがとりづらく、場当たりの言動となることに苦慮した

（未成年）

○子ども家庭センターでの心理相談より、知的水準は境界域。学習の積み重ねができていないと診断を受けた。

○入所に至る経過への怒りがあり「連れてこられた」という不満を表出、感情的で短絡的な行動。

■項目4「健康維持・日常生活管理能力への対応」

（同伴児なし）

○保護中）過呼吸や嘔吐、頭痛、声が出ない等の訴えや相談の求めがあり、保護所担当職員が対応に追われた。

○計画的な消費ができなく、家賃、医療費、保険料等の滞納がある。

■項目5「今後の生活設計、関係再編の決断・行動化の支援困難」

（妊婦）

○保護中）入所直後は投げやりな態度を見せ夫への連絡を希望、出産のため入院した際も頑なに夫への連絡を希望、離婚後も気持ちの区切りができず「夫に連絡したい」、離婚後も本人及び乳児の安全確保に向けた対応に苦慮した。

■項目7「入所環境」

（同伴児なし）

○保護中）つば吐きが頻繁で他の利用者が食べる気をなくしてしまう状態、施設内のあちこちで嘔吐、他の利用者のたばこなくなる、トイレでたばこ臭、施設内のあちこちからたばこの吸い殻が見つかり、本人の行為と思われたが本人は否定。

○夜中に大声で騒ぐなどの問題行動があり、一時保護所や婦人保護施設での処遇は困難を極

めた。

(未成年)

○保護中) 元被虐待児であり周囲獲得行動と思われる言動(たばこを吸う、大声でさわぐ、職員に威嚇的な言動をとる)が婦人相談所一時保護所では受け入れがたい(未成年での喫煙や日課が守れないなど集団生活に適応できない。職員には他の利用者を巻き込んでいるように見え、関係がうまくいかない)。

○保護中) 一時保護所に行かずすぐに働ける大人の施設に行けると連れてこられた、早く帰らせて、と外界との連絡が取れずストレス満杯状態。

■項目8「子どもの養育関連」

(同伴児あり(主訴で本人以外への暴力あり))

○娘は心理カウンセラーに対し話をしようとしなかった。娘への性的虐待があったことから母娘間の関係が不安定であった。

○子どもへの関心薄い。

■項目9「安全確保・加害者対応」

(妊婦)

○夫が知人女性を使って保護所への入所を試みようとしていた。電話相談への執拗な電話、所在確認の電話(県内母子生活支援施設などの場所なども含めて)、警察を通じて本人の情報を得ようとした。本人の親族を使って面会要求をしてきた。夫からの追跡を逃れて出産をしていくことの困難さ(DV被害者の出産対応)

■項目10「家族からの支援協力困難・要関係調整」

(妊婦)

○保護中) 実父母に現在の居場所や今後生活するアパートは知られたいと主張。実母と面談するが加害者の味方となる。

○実家は支援を拒否(今後一切の連絡を拒否、子どもが生まれても連絡不要)

■項目13「主担機関、入所・サービス手続きの調整」

(同伴児童あり(主訴で本人以外の暴力なし))

○県外の広域母子生活支援施設の空き状況確認、施設間連絡調整に時間がかかり、保護が長期化。保護の長期化により母子分離となった子どもに会えず、精神状態が悪化し不眠やうつ傾向が強まる。

■項目14「適切な制度資源の不在」

(未成年)

○児童福祉の対象者であり、就職や勉学等の明確な目標設定ができず、有意義な方向へ導いてやることができず結果的には施設にいるだけの状況となってしまった。

○本人が未成年であり、未婚で出産した本人の子どもへの親権が本人の親にあることで一時保護所から身柄を動かすことができなかった。

○保護後) 未成年者であり一人暮らしの手段がない(未成年、保証人無、所持金無)が、それが本人には納得できない。

■項目 15 「関係機関の連携対応力・職員の対応力」

(同伴児なし)

○保護所退所までに地域で関係する機関によってケースカンファレンスを開催せずに一時保護所を退所した(ケースカンファレンスは退所後)、そのため職員、関係機関の一貫したかわりをするのが遅れた。

○生保担当者の理解がなかなか得られず申請に時間がかかった(加害男性との関係断絶の意思が確認されないので転居費用は支給できないとの見解)

■項目 16 「外国人対応関係」

○保護中) 外国人であり法律や制度についての理解が難しい。

○子に話を聞く際に微妙な問題であることもあり、事実関係をつかみにくかった。

○配偶者ビザで入国している期間が1年であり、今後の在留資格申請が許可になるか不明であった。

第3章補論 「保護支援プロセス一覧表（素案）」の作成

研究代表者 森川 美絵（国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部）

研究要旨

相談者カテゴリのタイプに応じた保護支援のスキームを組み立てるためには、前段階の作業として、婦人相談所での保護支援のプロセスと、プロセスごとの具体的な支援業務の内容の整理が必要となる。本補論では、その準備的作業として「保護支援プロセス一覧表（素案）」の作成を試みた。

A. 研究目的

第3章では、相談者カテゴリのタイプに応じた保護支援のスキームを組み立てる必要性を指摘した。そのためには、前段階の作業として、婦人相談所での保護支援のプロセスと、それぞれのプロセスごとの具体的な支援業務の内容を整理することが必要となる。

以上から、第3章補論では、その準備的作業として、「保護支援プロセス一覧表（素案）」の作成を試みることを目的とする。

B. 研究方法

婦人相談所の中核的機能として一時保護を位置付け、また、婦人相談所での保護支援のプロセスを社会福祉の相談援助として捉えるという観点から、婦人相談所での保護支援のプロセスを、いくつかの段階に整理した。

その上で、各プロセスの具体的な業務内容を項目化した。項目化にあたり、本研究事業で収集した事例調査データとあわせ、婦人保護事業に関する現行の業務指針や公開されているDV対応の業務ガイドライン、DV相談のガイドブック、一時保護等における支援実態に関する調査研究報告書等を参考にした（婦人保護事業制度研究会（編）[2003]、日本DV防止・情報センター編[2008]、石井[2009]、堀[2009][2011]）。

また、一時保護期間中の生活に対する支援項目については、一時保護ないし一時保護解除後に措置入所する婦人保護施設での支援に関する先行研究（堀2009）も参考にしながら、より詳細な項目を設定した。これらの項目は、単に、保護中に支援すべき項目として掲載しているのではなく、一時保護解除後の生活を見据えた時に必要となる支援を検討するにあたり、一時保護期間中（やその後も継続的）に、可能な限り把握・評価する必要のある状態（本人の能力、実施状況、支援ニーズ）を含むものと位置付けた。

C. 研究結果

保護支援のプロセスは、A. 相談の受け付け、B. 一時保護の要請対応と要否判定、C. 一時保護の実施、D. 保護の解除後の生活を見据えた支援、E. 終結（一時保護の解除）、（F. 新たな居所での対応）の各段階からなるものとして整理された。それぞれのプロセスの業務内容の項目を含めて、「婦人相談所の保護支援プロセス一覧表（素案）」としてまとめた。

また、上記一覧表の「プロセスC. 一時保護の実施」のなかの「本人への生活支援」「育

児・養育への支援」に関する項目については、一時保護解除後の支援を検討するために必要な本人の状態像の把握・評価のための項目としても位置付けたうえで、さらに詳細な項目を含めて「一時保護期間中の生活支援／状態把握・評価 項目一覧（素案）」としてまとめた。

「婦人相談所の保護支援プロセス一覧表（素案）」「一時保護期間中の生活支援／状態把握・評価 項目一覧（素案）」は、それぞれ補論末尾に「3章補論 表1」「3章補論 表2」として掲載している。

D. 考察 および E. 結論

「保護支援プロセス一覧表（素案）」「一時保護期間中の生活支援／状態把握・評価 項目一覧（素案）」に掲載した項目は、社会福祉の相談援助にとっての重要性・必要性を念頭に置いて設定されており、必ずしも婦人保護事業の業務として明確に規定されていない内容も含まれている。従って、項目によっては、本来業務に含まれるかどうか、それ自体が検討課題となる内容も含まれている。また、婦人保護事業の業務として項目化されることが望ましい項目として、ここに記載されていないものが残されている可能性もある。さらに、同伴児童に対する支援に関する項目をはじめ、いくつかの項目については、より具体的な項目設定が必要である。今後、援助機能に関する理論的考察にもとづく演繹的な項目化と、実際の実務経験の積み上げ・可視化による帰納的な項目化の両面から、項目の妥当性を高めていく必要がある。

また、これらの項目の実施状況の実態、すなわち、誰によって、どのように、どの程度、実施されているのかは、明らかではない。次年度以降、項目を精査した上で、全国的な実態調査を通じ、項目の実施状況や重要性・優先性の程度、本来業務としての位置づけの有無、その担い手（婦人相談所の婦人相談員か指導員等か、市町村等の婦人相談員か）等の把握が必要である。

<参考文献>

- 婦人保護事業制度研究会（編）[2003]『婦人保護事業ハンドブック』財団法人日本児童福祉協会。
- 日本DV防止・情報センター編[2008]『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス 一問一答第4版』解放出版社。
- 石井朝子（編）[2009]『よくわかる DV被害者への理解と支援』明石書店。
- 堀千鶴子[2009]『DV保護施設における児童ケアと親支援に関する調査研究』財団法人こども未来財団 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団。
- 堀千鶴子[2011]「婦人保護施設におけるソーシャルワーク：設置経営主体別にみた生活支援機能を中心に」『城西国際大学紀要』19(3):1-23.

3章補論 表1 「婦人相談所の保護支援プロセス一覧表（素案）」

(※あくまで素案であり、項目の追加・修正が必要。)

A 相談の受け付け			
	「相談・助言」	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者自身による問題状況の整理や認識(DV認識等)、課題整理の支援 ・福祉事務所婦人相談員との相談の手続き、シェルター利用方法、保護命令制度等についての情報提供。 ・離婚調停・親権等に関する法律相談に関する情報提供・弁護士のかかわりに関する助言 ・今後の活用が予想される関連施設・機関の窓口相談機関との関係づくりに向けた情報提供と助言；母子入所施設(・児童福祉課等)、介護サービスや施設・高齢者虐待対応、市の精神疾患対応の保健医療相談機関等 ・継続相談の勧奨、県外避難先の相談先の情報提供等 	
	「要保護性の程度に応じた本人への介入(本人による保護要請にむけた支援)」	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者がおかれている状況の「リスクの程度」に関する初期的情報収集と評価(リスクアセスメント)、それらの相談者との共有化 ・リスクの程度に応じた、安全確保に関する選択肢の提示と選択肢実施時の助言(警察への相談と支援措置手続(搜索願の不受理申請の相談等)、暴力の記録等) ・緊急時対応についての相談者との共有 ・情報提供・連携支援が必要となる他機関の予測と、それらへの情報提供・連携支援に関する本人への説明と了解獲得 ・一時保護後の対応についての情報提供(保護命令申立書作成、実家周辺の見守りを警察署に相談、離婚調停に関する弁護士依頼、精神不安定時の対応(主治医等への相談、相談所の心理カウンセリング利用等)) 	

B 一時保護の準備と要否判定			
	「要請への迅速な対応と安全確保にむけた準備」	<ul style="list-style-type: none"> ・土日や夜間における対応 ・移送体制の確保 ・加害者の追跡への対応(搜索願不受理の手続き等) ・同伴児童 ・非同伴児童への対応 	
	「一時保護の要否判定」	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の判断基準に応じた判断 ・「否」の場合の、一時保護によらない支援の方針、方法、関係機関との役割分担に関する調整・協議・共有化。(今後の要保護状況の再発への見通しとそれへの予備的対応を含む。) 	
	「本人および同伴児童の状態に応じた一時保護の場所の判断と確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・本人および同伴児童の性別、年齢、障がい等に応じた適切な場所の選択 ・選択した一時保護先への迅速な連絡と受け入れ体制・方法の調整。 	
	「一時保護中、その後の生活、そこでの婦人相談所や関係機関の対応に関する本人・同伴児童への説明」		

C 一時保護の実施		
「保護中の安全確保」	・一時保護所における安全確保のための取り組み、入所中のルールについての説明	
「本人・同伴児・母子関係のアセスメント」	・支援項目と対応したアセスメント項目 ・同伴児童については、学習面、障がい(身体、知的、精神)、家族関係、虐待等(児童自身のダメージ・支援ニーズの把握) ・非同伴児童との関係	
「アセスメントに基づく一時保護後中の生活に関する支援方針の策定と共有」	・同伴児童を含めた心理的ケア・保健医療ニーズへの対応と関係機関との連携、生活環境保障のための対応を含む	
「本人への生活支援」	(*詳細は「一時保護期間中の生活支援/状態把握・評価 項目一覧(素案)」を参照)	
	生活技術習得	・日常生活能力に応じた支援 ・金銭管理
	医療的ケアへの支援	・医療的・社会資源との連携(連携体制の構築・情報交換など) ・通院・入院のための支援 ・服薬管理の支援 ・同伴児童の服薬の管理の支援 ・病識がないか診断がつかない利用者への支援
	妊産婦への支援	・産前の支援(妊婦への直接的支援) ・産前の支援(他機関との連携) ・産後の支援
	障がいを持つ利用者への支援	・精神疾患 ・各種依存(アルコール、薬物、ギャンブル等) ・知的障がい ・重複障がい
	性的暴力被害を受けた利用者への支援	・治療の支援 ・法的措置の支援(法テラス・弁護士、警察等) ・カウンセリング・外部機関と連携した専門的プログラム ・PTSDやフラッシュバックによる精神的不安定、二次被害防止に配慮した施設環境整備 ・育児・養育支援(保育士による援助等)
	性的自己決定への支援	
	外国出身女性への支援	・通訳・コミュニケーション支援 ・宗教・文化的な相違への配慮(食事、タブー、祈り等)

(続 C 一時保護の実施)	
「育児・養育への支援」	(*詳細は「一時保護期間中の生活支援／状態把握・評価 項目一覧(素案)」を参照)
	<ul style="list-style-type: none"> 児童の年齢に応じた育児・養育の支援 (乳児・幼児・学齢期・義務教育終了児をもつ母への(一般的な)支援) 障がい児の養育に関する特別な支援ニーズへの対応 母が障がい者である場合の特別な養育支援ニーズへの対応 同伴児童との家族関係調整 (不安定な親子関係へのサポート) 非同伴児童をもつ親としての支援ニーズへの対応 子への虐待に関わる母への支援 (虐待の恐れあり、虐待あり)
	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が直接携わる育児・養育についての支援 ・他機関との連携 ・保育 ・施設内での支援 ・他機関との連携 ・施設内での支援 ・他機関との連携 ・子どもへのかかわり方の指導・支援 ・子ども、親への心理カウンセリングや個別支援 ・面会支援、引き取り支援等 ・見守り、観察(保育士・心理職によるモニター)と観察記録 ・子どもの安全確保 ・児童相談所との連携・情報提供(介入依頼、ケース検討会) ・カウンセリング・心理職による面接 ・面会場面の設定 ・非暴力教育・非暴力的コミュニケーションの教育・指導 ・育児場面への介入 ・退所後のフォロー体制にむけた関係機関との調整(児童相談所と市町村のネットワーク、モニター依頼)
「同伴児童への生活支援」	
	健康診断
	児童担当職員の確保
	学習機会の確保・就学(特別就学、地域外就学)
	活動機会の確保
	食事(年齢・健康状態等に応じた対応)
	乳幼児対応
	病児・障がい児対応
	被虐待児への対応
	思春期の児童への対応
	児童自身のダメージの緩和や支援ニーズに対応した当面のケア

D 保護の解除後の生活を見据えた支援		
「保護解除後の生活の状態予測と支援方針の検討」	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中に発現・把握された問題行動や親子関係の課題についての整理・分析 ・本人・同伴児・母子関係・(加害者、非同伴児との関係を含めた)家族関係・社会関係に関するストレスと予測されるリスクの検討 ・本人・同伴児童の希望を踏まえ、退所後の生活プラン(生活状況、そこでの生活課題やリスクの予測等)の本人や同伴児童との共有 ・生活プランの実現にむけた支援方針の設定、関係機関・関係者との協議調整 	
「生活プラン・支援方針に対応した居所の選択」	<ul style="list-style-type: none"> ・県外施設、県内施設・居所に関する情報整理 ・広域対応、地域内の中期滞在型のシェルター、社会福祉施設(母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい福祉施設)、公的住宅、民間アパート設定等 ・被保護者に対する選択肢のプラス面、リスク面、あらたな居所での安全確保と個人情報管理等についての説明 	
「居所確保のための手続き・調整と転居支援」	<ul style="list-style-type: none"> ・優先入居や保証人手続き、費用負担、個人情報管理と安全確保に関する入居受け入れ機関との調整・手続き ・本人に対する転居に必要な諸手続きの説明・必要に応じて同行等の支援 	
「新たな居所での安全な社会生活のための基盤整備」	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所での保護命令手続き ・住民登録・社会保険・保険証の居住情報に関する各種行政手続き ・所管警察との連絡 ・障がい手帳の取得 ・銀行での手続き等 	
「新居所での生活のための経済基盤の整備」	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護、貸付制度や第二のセーフティネットへのつなぎと手続き支援 ・債務整理の支援 ・必要な日常生活物品の確保 	
「新居所での生活の再構築にむけた家族関係調整」	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴児童との関係調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な親子関係へのサポート ・子どもへのかかわり方の指導・支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・非同伴児童(夫の元に置いてきた子どもなど)との関係調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取り支援 ・面会支援 ・関係修復
	<ul style="list-style-type: none"> ・別居家族との関係調整 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・夫・元夫との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚調停に関する支援(法テラスの紹介、弁護士、家庭裁判所への同行、離婚調停申立書の作成援助等) ・子の父からの養育費の受取
「同伴児童への支援」	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、不安定な親子関係によりもたらされたダメージへの継続的ケアに向けた支援体制づくり ・就学支援 ・制度資源の活用に必要な手続き(障がい手帳の取得等) ・通院 ・母親からの被虐待、母親の養育能力が低い場合の対応 	

E 終結(一時保護の解除)		
	「退所後のセーフティプラン(リスク対処)、生活プラン、退所後に必要な具体的手続きに関する確認、本人との共有」	
	「今後の生活・対応についての同伴児童への説明・共有化」	
	「上記プラン・手続きに必要となる制度資源・相談窓口や相談担当の情報提供や紹介」	・必要に応じて担当者への取り次ぎなど具体的な引き継ぎ等も含む
	「つなぎ先の主担機関・主要な関係機関への連絡、今後の対応についての確認と共有」	・今後の生活プランと支援方針の確認・共有 ・モニタリング体制(支援経過に関する情報の把握・伝達共有の体制)と、今後の支援介入の目安に関する確認・共有

F 新たな居所での対応		
	「一時保護(解除)時のアセスメント・支援方針をふまえた、新たな居所生活開始後における支援の実施」	
	「モニタリング:継続的な支援ニーズの充足状況の確認、新たな環境のもとで顕在化した支援ニーズの把握」	
	「状況や対象者の変化に応じた支援計画の改定」	

3章補論 表2「一時保護期間中の生活支援／状態把握・評価 項目一覧（素案）」
（※あくまで素案であり、項目の追加・修正が必要。）

1 生活技術習得

1-1 日常生活支援

- 1-1-1 料理
- 1-1-2 栄養管理
- 1-1-3 買い物
- 1-1-4 掃除
- 1-1-5 被服管理
- 1-1-6 育児
- 1-1-7 和洋裁
- 1-1-8 化粧・身だしなみ
- 1-1-9 生け花・お茶
- 1-1-10 SST(生活技術トレーニング)
- 1-1-11 その他

1-2 金銭管理

- 1-2-1 買い物同行・助言
- 1-2-2 債務整理
- 1-2-3 小遣帳(家計簿)記入
- 1-2-4 家計管理
- 1-2-5 貯金
- 1-2-6 金銭機関利用
- 1-2-7 その他

2 育児・養育への支援

2-1 乳児・幼児・学齢期・義務教育終了児をもつ母への(一般的な)支援

2-1-1 母親が直接携わる育児・養育についての支援

子育ての知識の提供(子育て講座、医学書や育児書など関連図書の設置、声掛け・接し方・叱り方)
健康管理/ADLケアの仕方(健康管理、乳児沐浴、月齢に応じた食事作り、トイレトレーニング)
発達の確認の仕方

2-1-2 他機関との連携

児童相談所に関する情報の提供
育児不安対応の外部情報の提供や直接的支援としての最寄りの保健所への連絡や保健師の巡回指導調整
学齢期の転校手続きの支援

2-1-3 保育

子連れ外出できない場合の預かり保育
養育が難しい精神状態時での預かり保育・児童相談所一時保護所(合築の場合)への通園

2-2 障がい児を持つ母への特別な支援

2-2-1 施設内での支援

保育士による養育の相談助言
病院や専門機関への同行
障がいの状態に応じたADLケアの工夫等

2-2-2 他機関との連携

児童相談所への情報提供・一時保護所への通所
社会資源に関する情報提供(学校・医療機関・相談機関・支援機関の紹介など)
婦人相談所(心理判定員)と連携したプレイセラピーや母親へのカウンセリング等

2-3 母が障がい者である場合の育児・養育支援

2-3-1 施設内での支援

乳幼児の世話の仕方の指導
子どもの発達に対する理解の支援
安全な育児・養育のための見極めと介入
養育継続の可能性に関する判断と認識共有
保健師による健康指導
心理的サポート(心理職による面接)
子供との面会や、子ども進路に関する場面での同行・同席

2-3-2 他機関との連携

地域担当の保健師との連携
母子生活支援施設や養育里親の利用検討
他施設にいる子どもとの関係調整にむけた連携調整

2-4 同伴児童との家族関係調整

2-4-1 不安定な親子関係のサポート

子どもへのかかわり方の支援
子ども、親への心理カウンセリング 等

2-5 子への虐待に関わる利用者への支援

2-5-1 見守り、観察(保育士・心理職によるモニター)と観察記録

2-5-2 子どもの安全確保・育児場面への介入

2-5-3 カウンセリング・心理職による面接

2-5-4 児童相談所との連携

情報提供、介入依頼、ケース検討会
退所後のフォロー体制にむけた関係機関調整(児童相談所と市町村のネットワーク、モニター依頼)
面会場面の設定
非暴力教育・非暴力的コミュニケーションの教育・指導

2-7 その他

思春期の児童の特別な課題への対応